**第２回新型コロナウイルス感染症対策協議会の主な概要**

令和２年４月21日（火）

**１．行政検査の体制拡充について**

**○事務局より、資料１－１「行政検査の体制拡充」、及び資料１－２「検査体制の拡充」について説明**

・ドライブスルー方式は当面平日1日あたり16人、この検査体制が広がりを見せるまでは接触者外来で引き続き検体採取をお願いしたい。

・ドライブスルー方式についても保健所からの案内により実施するが、国の基本的な考え方では一般外来での検査も検討するとされている。

・ドライブスルー方式の検査を行う場所は非公開。原則として、保健所から予約して検査を実施。

**○主な委員発言**

・検査数について患者数を見て増やしていく必要がある。拡充後の890検体というのはまだ少なく、万一オーバーシュートの状態になればとても対応できない。検査数のさらなる増加が求められる。

・LAMP法による検査キットがなかなか手に入らないため、入手にあたって、行政による支援をお願いしたい。

・出来るだけ早く多くの検査が出来るようになれば良いが、未知のウイルスであるため罹患したときのリスクが高く、インフルエンザとは異なる点を十分に踏まえて検討する必要がある。

・かかりつけ医で1～2週間待ちの状態があることから、早急にドライブスルー方式の検査体制をつくって欲しいと提案していた。今後、各地区での検査体制の整備を一層進め、感染拡大防止に取り組むことが求められる。

**２．宿泊療養及び自宅療養の解除の考え方について（報告事項）**

**○事務局より、資料２「宿泊療養及び自宅療養の解除の考え方」について説明**

・軽症者は宿泊療養を基本としているが、事情のある方については個別に保健所と相談しながら自宅療養とする場合がある。

・宿泊療養の方も陰性検査をしたいという声が多くあり、原則は2回の陰性確認を実施しての解除。自宅療養については、療養開始日から14日経過し、症状が消失したときは療養を解除するが、最後は保健所長が総合的に判断。

**○主な委員発言**

・家族からの感染が増えていることから、自宅療養の継続については疑問。

小さい子どもを見てもらえる場所をつくるなどの努力をし、自宅療養をなるべく減らし、宿泊療養を基本とすべき。

**３．大阪市立十三市民病院の医療提供について**

**○事務局より、資料３－１「重点医療機関の設定について（案）」、及び資料３－２「大阪市立十三市民病院の医療提供について」説明**

・大阪市で大阪市立十三市民病院について、コロナ受入専門医療機関と判断いただいた。府市力を合わせて進めていく。

・専門病院に向けて府からの支援チームも入っており、職員の再配置や患者の定員計画を含め、本日の議論も踏まえて計画を立て、実行していく。

**○主な委員発言**

・専門医療機関については、まさに大英断。十三市民病院が成功することで、府内の公立病院でも検討される病院が出てくるのではないか。

・入院患者の転院への対応や、医療従事者が安全・安心して働けるよう、ゆとりをもって患者を受け入れる体制整備をしてもらいたい。

・専門病院となることで、感染症以外の専門領域で地域医療をどう提供していくのかということと、病院職員の健康管理が非常に重要になることを十分に検討したうえで、市の病院機構とも連携して、デメリットを少なくし、メリットを活かすことが大事。

・病床数90床は十分とは言いきれないところはあるが、モデルとなる医療機関をめざし、改善する点は改善しながら、メリットを生かすような運用をしていただきたい。

**４．入院医療提供体制に係る意見交換について**

※個別医療機関による病床確保状況についての意見交換となることから、会長が委員に諮り、情報公開条例第8条に基づく情報に該当するために非公開にて行うことを決定。